

(交付を受けた適格請求書に誤りがあった場合の対応)

問 92 記載事項に誤りがある適格請求書の交付を受けた事業者が、その課税仕入れについて仕入税額控除の適用に係る請求書等の保存要件を満たすために必要となる対応について教えてください。【令和3年7月追加】【令和6年4月改訂】

【答】

買手である課税事業者は、交付を受けた適格請求書又は適格簡易請求書（電磁的記録により提供を受けた場合も含みます。）の記載事項に誤りがあったときは、売手である適格請求書発行事業者に対して修正した適格請求書又は適格簡易請求書の交付を求め、その交付を受けることにより、修正した適格請求書又は適格簡易請求書を保存する必要があります（原則として、自ら追記や修正を行うことはできません。）。

しかし、買手である課税事業者が作成した一定事項の記載のある仕入明細書等の書類で、売手である適格請求書発行事業者の確認を受けたものについても、仕入税額控除の適用のために保存が必要な請求書等に該当しますので（消法 30⑨三）、買手において適格請求書の記載事項の誤りを修正した仕入明細書等を作成し、売手である適格請求書発行事業者の確認を受けた上で、その仕入明細書等を保存することもできます。

また、受領した適格請求書の記載事項を買手が自ら修正することは原則として認められませんが、自ら修正するのみではなく、その修正した事項について売手に確認を受けることで、その書類は適格請求書であるのと同時に修正した事項を明示した仕入明細書等にも該当することから、当該書類を保存することで、仕入税額控除の適用を受けることとして差し支えありません。

なお、これら仕入明細書等による対応を行った場合でも、売手において当初交付した適格請求書の写しを保存しなければなりません（消法 57 の 4⑥）。また、売手において、売上税額の積上げ計算を行う場合には、これらの対応により確認を行った仕入明細書等を適格請求書等の写しと同様の期間・方法により保存する必要があります。仕入明細書等を受領した場合における売上税額の積上げ計算の詳細については、問 121 《仕入明細書を受領した場合における売上税額の積上げ計算》をご参照ください。

【適格請求書を修正し、適格請求書及び仕入明細書等とする例】

請求書			
(株)〇〇御中		△△商事(株) T1234567890123	
10/1	オレンジジュース	108,000 円	
10/2	キッチンペーパー	113,000 円	
10/2	リンゴジュース	158,000 円	
10%	税抜	1,980,000 円	税 198,000 円
8%	税抜	1,539,000 円	税 123,120 円

「軽減税率対象品目である旨」の記載がない



請求書			
(株)〇〇御中		△△商事(株) T1234567890123	
10/1	オレンジジュース	※ 108,000 円	
10/2	キッチンペーパー	113,000 円	
10/2	リンゴジュース	※ 158,000 円	
10%	税抜	1,980,000 円	税 198,000 円
8%	税抜	1,539,000 円	税 123,120 円
※は軽減税率対象			
訂正事項につき 11 月 1 日先方確認済み			

「軽減税率対象品目である旨」を買手自ら補完しつつ、補完した旨を売手である△△商事(株)へ確認を受けることで、適格請求書及び修正事項を明示した仕入明細書等となる。